

平成22年9月1日

北本市教育委員会
教育長 殿

北本市中央公民館パソコンルーム運営などに関するご提案

NPO法人埼玉SOHO
理事長 高橋 伸治

提案骨子：

パソコン関係講座に必要なパソコンを必要台数、埼玉SOHOがレンタルします。

補足：

現在のパソコンを廃棄し、平成23年度からはパソコン関係講座に必要なパソコンを、当NPO法人が貸し出します。受益者負担の原則に立ち、講座の参加者の負担額は、1講義1台あたり500円とします。

中央公民館および地域学習センターは、通信環境のみを整備すればよく、パソコンを所有しておく必要はありません。

埼玉SOHOは、パソコンルームへのレンタルを優先することを原則として、最大15台のパソコンを確保します。

性能・機能については、今後相談するものとしますが、現時点では、基本ソフトはWindow7 Home Premium、MSOffice2010がインストールされているノートパソコンを想定しています。

提案の背景：

日本政府のIT（情報技術）立国構想・電子政府構想を受けて、平成13年度に中央公民館にパソコンルームが設置されてから、本年度で、ちょうど10年目を迎えています。

数年間、市民向けのICT（情報通信技術）関係講座が実施できる施設として、市内外から、高く評価されていました。

しかし、ここ数年、パソコンの機能が向上し、基本ソフトも応用ソフトも世代交代をする中、限界を迎えていました。

但し、市民サービスの公平性からみて、受益者が限られた対象であることもあり、新しいパソコンと置換するという大きな公的経費負担が躊躇されていたものと考えます。

ちょうど11年度目を迎える平成23年度、公的経費負担が少なく、継続性のある仕組みとして、パソコンルーム運営などのために、本提案を行うものです。

埼玉SOHOは、ICTの社会での活用振興を目的として、非営利活動を行っています。これまでも、市民や市民活動団体へのパソコンレンタルを行った実績もあります。

受益者負担をお願いするのは、当NPO法人の収益のためではなく、数年でリニューアル可能な減価償却の考えからのものです。

以上、よろしく、ご検討ください。